

# 大木町住宅改修事業補助

大木町住宅改修補助金制度は、町内の施工業者によって、現在お住まいの住宅を改修される場合にその費用の一部を町が補助する制度です。



## 【申込み者の資格（すべてに該当）】

- ①町内居住者 ②補助対象の住宅の所有者又は世帯主 ③町税や使用料等を滞納していない者（属する世帯全員を含む。） ④暴力団の構成員でないこと ⑤過去に本補助金の交付を受けたことがない者

## 【補助対象住宅・補助対象工事】

- (1) 申込み者が町内に所有する個人住宅又は併用住宅の住居部分の改修工事を対象とします。ただし、賃貸住宅は除きます。
- (2) 町内の施工業者が行う工事費が、10万円以上（畳替えは5万円以上）（消費税別）のもので、申込みの年度末までに終わる改修工事が対象となります。

※本補助の交付決定前に着工しているものについては対象となりません。

※おおき住みよか事業実施要綱に基づく助成金の交付を受ける場合は対象となりません。

## 【補助金額】

改修工事費用（消費税別）に次の補助率を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）

住宅要件	補助率	補助限度額
① バリアフリー改修工事	10%	20万円
② 省エネ化改修工事	10%	20万円
③ その他工事（国産い草の畳表を使用した畳替え）	30%	10万円

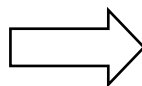
複数の要件を満たす場合は、最も高い補助率により算出した額とする。

## 【改修工事の例】

玄関・アプローチ等の段差の解消、階段・廊下・浴室・トイレ等の手すりの設置、車椅子で使用可能な出入口又はトイレの改修、壁・床・天井等への断熱材の設置、開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更、国内産い草の畳表を使用した畳替え。

## 注 意 事 項!

町外事業者による工事  
 門扉や塀などの外構工事  
 家具や電気製品の購入  
 年度を超える改修工事



=====  
 ||| **対象外** |||  
 =====